

第四十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十一号

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長代理理事 坂田 英一君
理事 飯谷 忠男君
理事 長谷川四郎君
理事 赤路 友藏君
理事 芳賀 貢君
池田 清志君
龜岡 高夫君
熊谷 義雄君
小枝 一雄君
田口長治郎君
高見 三郎君
中川 一郎君
丹羽 兵助君
下部 政巳君
松浦 定義君
山田 長司君
小平 忠君
林 百郎君

理事 谷垣 專一君
理事 木名 武君
理事 東海林 稔君
宇野 宗佑君
吉川 久衛君
倉成 正君
澁谷 直藏君
田邊 國男君
塚田 徹君
中山 榮一君
細田 吉藏君
川俣 清吾君
森 義視君
湯山 勇君
中村 時雄君
伊東 隆治君

出席政府委員

經濟企画政務次官 伊東 隆治君
總理府事務官(經濟企画庁総務課長) 鹿野 義夫君
農林政務次官 館林三喜夫君
農林事務官(農地局長) 丹羽雅次郎君
農林事務官(畜産局長) 楢垣徳太郎君

委員外の出席者

専門員 松任谷 健太郎君

三月三十一日

委員金子岩三君、藤田義光君、松田鐵藏君及び

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十一号

昭和四十年三月三十一日

千葉七郎君辞任につき、その補欠として澁谷直藏君、塚田徹君、熊谷義雄君及び川俣清吾君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員熊谷義雄君、澁谷直藏君、塚田徹君及び川俣清吾君辞任につき、その補欠として松田鐵藏君、金子岩三君、藤田義光君及び千葉七郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
山村振興法案起草の件
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○坂田(英)委員長代理 これより会議を開きます。この際、山村振興法案起草の件につき議事を進めます。

本件につきましては、かねて自由民主党、日本社会党及び民主社会各党の各党間におきまして、本文の作成について御協議を願っておりましたが、今般各党の意見の一致を見、お手元に配付いたしましてあります。この際、便宜委員長からその趣旨について御説明申し上げます。

山村振興法案

山村振興法

第一条 この法律は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて

地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つている山村地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

(山村振興の目標)
第三条 山村の振興は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。
二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。
四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害等の災害を防止すること。
五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を

向上させること。
(国の施策)
第四条 国は、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)
第五条 地方公共団体は、第三条の目標を達成するため、国の施策に準じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

(調査)
第六条 政府は、振興山村の指定、振興山村に係る山村振興に関する計画の承認及び振興山村に係る山村振興に関する具体的方針の勧告のために必要な調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行なうものとする。

(振興山村の指定)
第七条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

2 都道府県知事と、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、農林大臣を通じて、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行なう調査の結果に基づいてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

(山村振興計画)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に關する計画(以下「山村振興計画」といふ)を作成し、農林大臣を通じて、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、山村振興対策審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。

(山村振興方針の勧告)

第九条 内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に關し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、第三条の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に關する具体的方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の具体的方針の勧告について準用する。

(山村振興計画に基づく事業の助成等)

第十条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

(山村振興対策審議会)

第十一条 総理府に、附属機関として、山村振興対策審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、

4 審議会は、委員十五人以内で組織する。

5 委員は、第二項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和五十年三月三十一日限りその効力を失ふ。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
山村振興対策審議会	山村振興法(昭和四十年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	に改める。

4 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十号の次に次のように加える。
ツ 山村振興法(昭和四十年法律第 号) 第九条に次の一号を加える。
十五 山村の振興に關すること。

理 由

山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情に鑑み、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に關する事業の円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十年年度において約三千万円の見込みである。

○坂田(英)委員長代理 山村が、その経済的文化的諸条件からきわめて後進的な地位に置かれていたことは、すでに周知のとおりであります。特に最近、国民経済の急速な進展に伴い、ますますその立ちおくれが顕著となつてきております。すなわち、大都市及びその周辺地帯を中心として産業の発展、生活文化水準の向上は目ざましく、また、平地農村地帯においても、農業構造改訂事業

の実施等を通じ生産性の向上、所得の増大等の目標に向かつて着実な前進のあとがうかがわれるのに対し、ひとり山村においては、その産業基盤及び生活環境が劣悪であるため、人口の流出と地域社会の機能の低下の悪循環を続けているのであります。

かかる事態を放置すれば、地域間の格差はますます拡大し、国民経済の均衡ある発展をはかる上でも、ゆゆしい問題とならねないのであります。このため、政府においても、従来から各種の後進地域対策、僻地対策等の施策を通じ格差是正に努力のあとがうかがわれるのであります。何ぶんにも各種施策の総合的方向づけと強力な財政的措置の裏づけを欠き、その成果は見るべきものがあらわれていない現状であります。

このような現状に対処し、従来の施策欠陥を補い、山村振興を強力に推進することを目的とするもので、その内容といたしましては、まず、山村振興の目標を明らかにするとともに、これに對する国及び地方公共団体の講ずべき施策について規定いたしましたものであり、さらに個別の山村について山村振興計画の策定及びこれに基づく事業の実施に關する政府の措置を定めたものであります。なお、国有林野における共用林及び部分林の設定等、積極的な活用をはかり、適切な施策の確立及び拡充につとめるとともに、中央及び地方の必要な財政上の配慮をしなければならないものとしております。

詳細な内容につきましては、案文により御承知

願いたいと存じます。

この際、本草案につきまして、衆議院規則第四十八條の二の規定により、内閣に対し、意見を述べべる機会を与えることといたします。伊東経済企画政務次官。

○伊東政府委員 本法案の趣旨を尊重いたしました。山村振興に必要の措置を講ずるにあたりましては、十分その趣旨を生かしまして、山村におきままする経済力の増進と住民の福祉の向上をはかりますとともに、地域格差の是正と国民経済の発展に寄与してまいりたいと考えておる次第でございます。

○坂田(英)委員長代理 おはかりいたします。

お手元に配付してあります山村振興法案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田(英)委員長代理 御異議なしと認めます。さよう決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午後三時開議

○坂田(英)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、補足説明を聴取いたします。楢垣畜産局長。

○楢垣政府委員 農地開発機械公団法の一部を改

正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案の主要改正内容であります農地開発機械公団による共同利用模範牧場建設売り渡し事業の趣旨につきましては、すでに政務次官からの提案理由説明において由し述べましたので、ここでは省略することといたし、最初に、この事業の概要について簡単に御説明いたします。

第一に、共同利用模範牧場建設売り渡し事業の概要でございます。

この事業の対象といたします牧場の種類は、大面積の草地を利用した牧場を建設するという趣旨から、農事組合法人その他のいわゆる農業法人の行なり搾乳経営または肉用牛生産経営の牧場と、地方公共団体、農業協同組合または同連合会が行なり乳牛または肉用牛の育成事業の牧場でありまして、その用地は、原則として当該牧場施設等の譲渡を受けて経営しようとする農事組合法人等や地方公共団体等が、牧場の建設に先立って、あらかじめ、所有権または使用収益権を取得しておくことといたしております。

次に、牧場建設についてであります。牧場の建設に関する調査計画は国が都道府県の協力を得て行ない、建設は農林大臣の指示に従って公団が行なうこととなります。その内容は、基本施設たる草地、道路及び飲雑用水施設の造成整備はもろろん、看視舎、畜舎、サイロ等の経営施設の整備及び事業用機械等の経営手段を、さらに農事組合法人等の牧場にあつては家畜の導入までを、公団が一貫して行なうわけでありまして、このうち草地造成につきましては、用地についての権利を最終買い受け者が取得している関係から、公団は委託によりその工事を行ない、その他の施設等については、公団がみずからこれを造成して売り渡す形式をとることといたしております。

建設事業に要する資金については、家畜導入費及び建設利息を除いて、牧場の建設に要する経費の五〇％、北海道にあつては五五％を国が補助することとし、残額については公団が資金運用部か

ら資金を借り入れて事業を行ない、売り渡し対価として回収することとなります。

牧場の売り渡しについては、原則として都道府県を通じて売り渡すこととしたいと考えており、その対価は、事業費総額から国の補助金額を差し引いた額とし、三年の据え置き期間を含めて償還期間十五年、年利率六分五厘の元利均等年賦支払の方法によることとしたいと考えております。

第二に、昭和四十年年度の事業でございます。

以上がこの事業の概要でございますが、昭和四十年年度におきましては、三地区について国が建設のための調査計画を行なうとともに、一地区、これは栃木県那須地区の予定でございますが、一地区において建設工事に着手することといたしております。

第三に、法律案の内容でございます。

次に、法律案の内容に即して各条ごとに簡単に御説明申し上げます。

まず第一条の改正は、公団の業務範囲の拡大に伴い、目的を拡大するものであります。

次に、第七条の改正は、理事一名を増員するものであり、第八条の改正は、先年の行政管理局の勧告に従い、同条に一項を加えて監事の権限を強化するものであります。

第十八条は「業務の範囲」の規定でありまして、このうち第一項第一号及び第二号中「農地」とありますを「農用地」と改めておりますのは、従来公団の付帯的な業務として行なっていた草地造成事業に関する業務を公団の本来的な業務としてその一そのの推進をはかるうとするものであります。

次に、第十八条第一項に新たに加えております第三号から第五号までが、共同利用模範牧場建設売り渡し事業に関する業務でありまして、牧場施設につき、第三号は草地の造成または改良の工事を委託により行なうことを、第四号は農業用施設の造成及びその売り渡しを行なうことを、第五号は乳牛、肉用牛、機械器具等を導入して売り渡すことを、それぞれ規定したものであります。

これらの業務は三号に分けて規定されてい

が、各号の業務はあわせ一体的に行なうこととなつております。

さらに、この事業は、農林大臣が各地区ごとに建設計画を公団に指示いたしましたして一体的に行なうものでありますので、その旨を第十八条第四項に規定してあります。

次に、第二十四条から第二十八条までの改正は、農地開発機械公団債券の発行に関する規定でありまして、第二十四条第五項に債券を発行することができ旨を規定するとともに、この債券に関する所要の規定を設けたものでありまして、この規定により資金運用部資金の借入れを円滑にすることができると考えております。

以上、簡単にありますが、共同利用模範牧場建設売り渡し事業の概要及び法律案の内容について御説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。次第であります。

○坂田(英)委員長代理 この際、芳賀貢君より資料要求に關し発言を求められておりますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 法案の審議の必要上、次のような資料を要求いたします。

第一に、三十七年に公団法の改正が行なわれたわけでございますが、その改正の際に当委員会において指摘しました事項について、事項別の改善措置の内容。第二に、三十七年度以降の公団の財務諸表並びに業務方法書。第三は、公団設立以降の事業の詳細な内容。第四は、保有機械とその稼働状況について。第五は、公団導入の乳牛、いわゆるジャージー種の乳牛の状態について。第六は、那須牧場及びほか二地区の概要、つまり、事業規模あるいは事業費等についての概要を出してもらいたい。第七は、四十年年度の公団の事業計画。正式な事業がまだ大臣から承認されていない場合は、事業目録見書でもよいと思ひます。以上、審議に間に合ふように政府から提出されるようにお願いいたします。

○楢垣政府委員 御要求のございました資料のう

ち、本年度調査をいたしますので、那須地区は調査をし、着手の予定でございますので、那須地区についての事業概要は、現在確定しておるものではございませんが、提出することができます。他の地区の調査地区が決定いたしておりますので、提出いたしかねます。その他は調製をいたしまして提出をいたします。

○坂田(英)委員長代理 次会は明四月一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

昭和四十年四月六日印刷

昭和四十年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局